

建設工事における現場代理人の常駐緩和及び技術者の専任等に係る取り扱いについて

改正概要（令和8年6月1日～）

○ 主な改正概要

主任技術者の専任配置を要する請負代金額 4500 万円（建築一式工事にあっては 9000 万円）以上の工事（修繕含む）における、現場代理人と主任技術者の兼任の取扱いについて、以下のケースの兼任を認める。

- ・ 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人の兼任

【今回改正により新たに兼任可能となる事例】

		請負代金 3000 万円の工事	請負代金 9000 万円の工事
例 1	主任技術者	A	C
	現場代理人	B	A
例 2	主任技術者	A	B
	現場代理人	B	A

○ 改正後適用期間

令和8年6月1日以降 当分の間